



## ●4月から施行となる主な法改正事項

すでにご承知のことと思いますが、この4月から施行される主な法律の内容を改めてご案内致します。

### 『70歳までの就業機会の確保が「努力義務」に』

～大企業、中小企業とも～ (高齢者雇用安定法)

- これまでの「希望者全員を65歳まで雇用する義務」に加え、『希望者には70歳までの就業機会を確保すること』が努力義務となる。
- 企業の選択肢としては、「定年の見直し」や「再雇用」、「業務委託契約」、「社会貢献事業へ有償で従事させる」などが挙げられている。
- ゆくゆくは、努力義務から「義務」へ移行すると言われている。
- 企業には、**持続可能な「高齢者の処遇制度」をつくること**が求められる。

### 『雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保』

～同一労働同一賃金、いよいよ中小企業も～ (パート有期労働法)

- 正社員等と短時間・有期雇用労働者との間の「不合理な待遇差」の禁止
- 短時間・有期雇用労働者に対する「待遇に関する説明義務」の強化

※「同一労働同一賃金」対策については、行政から調査の連絡が来た事業所様もあり、**取り組み状況を示せるようにしておくことが必要。**

### 『36協定届の押印・署名の廃止』

(労働基準法施行規則)

- 労働者過半数代表選出についての「確認チェックボックス」が追加
- ※ただし、協定書を兼ねる場合は、押印・署名が必要となる。

## ●今後の助成金情報

### 【雇用調整助成金等 特例措置の縮減】

#### ★2021年5月以降は原則的な措置を縮減(予定)

感染拡大地域等には、特例措置あり。  
現行の雇用維持要件も、感染拡大地域のみ適用。

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円

(括弧書きの助成率は、解雇等を行わない場合)

※1: まん延防止措置実施地域において、知事要請に協力する事業主  
※2: 生産指標が最近3か月月平均で前(々)年同期比30%以上減少の事業主  
※詳細情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

### 【新型コロナ対応特例助成金(新設)】

#### ★小学校休業等にに伴い、特別有給休暇を取得させた場合に支給 (1人あたり5万円、最大10人まで)

制度として規定し、仕組みを周知させた場合であって、かつ労働者が実際に取得した場合。(両立支援等助成金として)  
⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000754794.pdf>

## その他トピックス

### ●子ども・子育て拠出金率は0.36%で据え置き

令和3年4月分(令和3年5月31日納期限)からの子ども・子育て拠出金率は、令和2年度と同率の1,000分の3.6(0.36%)となる予定。  
※正式な決定は4月1日以降

### ●次世代法の行動計画策定指針に項目追加(R3.4月～)

一般事業主行動計画の策定指針が改正され、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」の項目が追加された。

### ●標準報酬月額の特例改定が延長に(コロナ特例)

コロナによる休業で、報酬が著しく下がった社会保険の被保険者の標準報酬月額が休業の「翌月」から改定される措置が、さらに延長される。(令和3年4月から7月までの休業も対象となる)

### ●テレワークのガイドライン

テレワーク導入に際し、人事評価や費用負担等の労務管理上の留意点、その他の労働時間制との関係、中抜けや長時間労働等の労働時間管理のあり方、安全衛生、労災補償、セキュリティ対応等の考え方が示されている。

また、安全衛生に関する2つのチェックリストも提供されている。  
※詳細はこちら⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/000759470.pdf>

### ●職場のハラスメント言動に関する調査結果(労務行政研究所)

相手が不快感を持ち、仕事やりにくくなる言動が、日常的にハラスメントと認識されているといった結果になっている。

※詳細はこちら⇒ <https://www.rosei.or.jp/research/pdf/000079854.pdf>

### ●企業の社会保険料納付猶予特例(R2.2月～1年)の状況

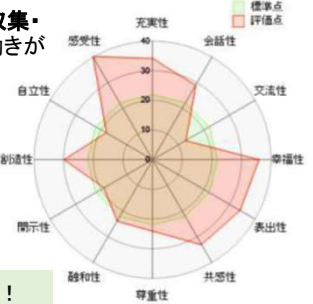
コロナで厳しい経営が続く企業の、猶予された総額は9千億に上る。

## 『戦略的人財』活用のご支援(ACS)

人事領域において、**客観的なデータ収集・分析を活用して問題の解決に繋げる動き**が注目されています。

～実際のご活用事例～

- ★社員の定着率UP
- ★個人特性を生かした適材配置、分析に基づいた社員育成、指導
- ★ハラスメント対策 など



現在、個性分析・診断のお試しを実施中！  
御社の今後の人事戦略が、変わります。

## 今月の無料相談会

日時: 4/8(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZ NEXT

※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)

～発行元～  
**えがお**  
ワークラボ

一般社団法人えがお・ワークラボ

代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 社労士4名、行政書士2名、職員10名>

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【支店】東京オフィス、新大阪オフィス、松山オフィス

【HP】 <https://egaoworklabo.or.jp/>

【お問合先】 [info@egaoworklabo.or.jp](mailto:info@egaoworklabo.or.jp) (えがお事務局)

詳しくは  
「えがお事務局」  
まで！